

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成の主体の名称

埼玉県

## 2 構造改革特別区域の名称

埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

埼玉県は関東平野の中央に位置する1都6県に囲まれた内陸県で、平成22年4月1日現在の推計人口は7,179,020人である。県内の障害者手帳所持者数も平成21年度末で約26万人となっており、県人口の約3.6%を占めているが、その割合は高まる傾向にある。

障害者に対する福祉サービスは、障害者自立支援法に基づき、市町村から支給決定を受けた範囲内で、利用者が事業者との「契約」により、サービスを利用する仕組みとなっている。障害者手帳所持者数の増加などにより、県内市町村の支給決定者数も増加しており、支給決定者数の増加に見合うサービス供給量の確保が必要となっている。

また、県では、障害者であっても地域で自立していける社会を目指し、平成19年3月に「埼玉県障害者支援計画」を策定したところである。その中で、障害者自立支援法における新体系への移行完了時（平成23年度）までに、障害者入所施設利用者の1割（522人）以上が地域生活へ移行することを目標に掲げている。平成21年度末現在では346人が地域生活へ移行し、その達成率は約66%である。計画は概ね順調に推移しているが、目標達成に当たっては、障害者の日常生活の場の確保や訪問系サービスの充実などが不可欠な状況にある。

一方、サービス供給側の状況であるが、平成18年度に施行された障害者自立支援法により、これまでの身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとではなく、障害者の自立支援という観点に立って、障害福祉サービスの一元化が行われることとなった。このため、従来の個別法に基づき設置された施設（旧法施設）については、平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等に移行すること（新体系への移行）が義務付けられている。

こうした状況を受けて、旧法施設については、新体系への移行促進策として、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業などを実施してきたところである。しかし、平成22年4月1日現在の新体系事業所等への移

行率は52.4%（229施設中120施設。廃止した2施設は除いて算出）にとどまっている。未移行の施設からは、「旧法施設でぎりぎりまで様子を見たい」という意見の他、職員配置基準を満たせない、具体的にはサービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす職員の不在という意見も出されている。よって、本県で平成23年度末までの新体系移行を実現するためには、サービス管理責任者の確保が1つの課題となっている。

なお、旧法施設が障害者自立支援法に基づく事業所・施設へ移行できない場合は、障害者自立支援法に基づく指定を受けられないことから、平成24年度以降、事業所・施設は契約によるサービス提供ができなくなる。このため、その運営に大きな影響が出るだけでなく、障害者にとっても選択できるサービスが減少する、契約による利用ができなくなるなどの影響が生じることとなる。

また、県内には多くの小規模作業所が存在しており、これらの施設の新体系移行も障害福祉サービスの充実のために必要である。小規模作業所は障害者の親などが運営している場合が多く、規模も小さい。このため、事業の安定的な運営を図る観点から、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業などを活用し、新体系への移行を進めてきたところであるが、平成22年4月1日現在、新体系への移行率は約50%となっている。小規模作業所からは、新体系への移行は設備や運営に関する問題だけでなく、旧法施設と同様にサービス管理責任者の確保も課題であるとの意見が出されている。

こうしたことから、県内に居住する障害者に必要な障害福祉サービスを提供するためには、障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者を確保できる体制・制度づくりが必要となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

障害者が地域で安心して暮らせるようにするためには、地域生活を支える障害福祉サービスや施設の整備が不可欠であり、これらに取り組む事業者や施設をどのように増やしていくかが重要となってくる。

その方法の1つが、現在障害福祉サービスを提供している施設・事業者に継続して事業を実施してもらうことである。そこで、旧法施設や小規模作業所など、既存の事業者・施設が引き続きサービスを提供できるよう、課題となっているサービス管理責任者の実務経験年数の要件を一定の条件の下に緩和し、新体系への移行を促進しようとするものである。これにより、旧法施設に課されている新体系への移行を確実なものとなるだけでなく、障害福祉サービスの供給量が維持・増加が図られると考えている。

もう1つの方法としては、新規の事業者を増やすことである。少子高齢化が進行する中で、介護関連産業は非常にニーズの高い分野、成長が期待される分野と考えられている。介護関連産業の1つである、障害福祉サービスについても同様であるが、その需要を満たすサービス量を確保するためには、

民間事業者による新規参入が欠かせない。このため、特区計画の実現により、民間事業者の障害福祉サービス分野への新規参入増や障害福祉サービスの充実が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等に配置が義務付けられているサービス管理責任者の資格要件を緩和することにより、旧法施設や小規模作業所の新体系移行を促進するとともに、障害福祉サービスを新たに始めようとする事業者を増やすことにより、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような体制づくりを推進し、「埼玉県障害者支援計画」における新体系への移行数、地域生活への移行数の目標値の達成を図る。

上記目標の達成に向けては、同計画を基に、障害のある人もない人も分け隔てられることなく共に生活する「共生社会の実現」を目指して、障害者施策の一層の推進を図る。

具体的には、障害者が地域の中で自立した生活を送れるようにするため、障害福祉サービスを中心に数値目標を設定し、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実などに取り組み、本人が主体的にサービス等を選択できる地域生活支援体制の構築を目指すこととしている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者の実務経験年数要件を緩和することにより、旧法施設や小規模作業所の新体系への移行が図れるとともに、新たに障害福祉サービスを行う事業所の増加が見込まれる。これにより、次のような効果も期待できる。

### (1) 障害福祉サービスの量的な充実

「埼玉県障害者支援計画」で数値目標を設定した障害福祉サービスの量的な確保の達成が図られることになる。これにより、障害者が地域の中で自立した生活を送れるような環境整備が進むと考えられる。

### (2) 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービス事業を行う事業者が増えることにより、障害者が事業者を選択し、必要なサービス提供を受けられる環境整備が進むと考えられる。同時に、障害福祉サービス事業者においては、障害者に選択される事業所運営やサービス提供を目指して必要な見直し・改善が求められると考えている。このため、障害福祉サービス事業を行う事業所の増

加は、結果的には、障害福祉サービスの質の向上につながると期待している。

(3) 雇用機会の創出

障害福祉サービス事業を新たに始める事業者の増加は、地域の雇用創出につながることから、地域社会、地域経済及び地域雇用への波及効果があると考えられる。

## 8 特定事業の名称

### 938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) サービス管理責任者研修事業

サービス管理責任者研修は、障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者を養成するものである。

今後とも継続的に実施するとともに、その内容の充実を図り、着実にサービス管理責任者を養成していく。

(2) 相談支援従事者初任者研修事業

相談支援従事者の研修は、障害者のニーズに基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援を行う相談支援従事者を養成するものである。このうち、初任者研修については、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術の修得を目標としている。

障害福祉サービス事業の従事者や障害者支援施設等の従業者などで、この初任者研修を修了した者については、サービス管理責任者に就任するために必要となる実務経験年数が5年となる。

上記の研修と併せて継続的に実施していき、サービス管理責任者の確保を推進する。

(3) フォローアップ研修事業

本特定事業における基準でサービス管理責任者となった者に対し、適切なサービス提供、業務遂行能力の確保、向上のために、フォローアップのための研修を行い、質の確保を図っていく。

参考資料

1 県内の人口及び障害者手帳所持者数の推移

	H12	H17	H21
県人口 (人) (A)	6,938,006	7,054,243	7,179,020
身体障害者・療育・精神障害者 保健福祉手帳所持者数計(人) (B)	187,562	229,235	260,005
比率 (B)÷(A)	2.70%	3.25%	3.62%

※県人口は「国勢調査(各年10月1日現在)」による。ただし、平成21年度、の県人口は、県統計課「埼玉県の推計人口」(平成22年4月1日現在)による。

※手帳所持者数は各年度末現在。

2 地域生活への移行

	人数(比率)
計画(平成23年度末)	522人
平成21年度末の実績	346人(66.3%)

3 旧法施設の新体系への移行状況

	移行率
全国平均(平成21年10月1日現在)	45.4% (3,163施設/6,968施設)
埼玉県(平成22年4月1日現在)	52.4% (120施設/229施設)

※全国平均は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

※埼玉県の施設数には、廃止した2施設は含まれていない。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 938

名称 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

埼玉県内の事業所又は施設で障害福祉サービスを行う又は行おうとする社会福祉法人、特定非営利活動法人などの事業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

埼玉県内で障害福祉サービスの提供を行う事業者（基準該当事業者を含む）に限り、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を次のように取扱う。

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の指定等において、サービス管理責任者資格要件告示で定める要件を満たす者がなく、その確保も困難と認められる場合には、特例措置による基準を適用して要件の審査を行う。

なお、特例措置による基準により、サービス管理責任者となった者については、サービス管理責任者を対象とした研修の受講を積極的に行うことを条件とし、サービスの質の維持を図るものとする。

## 6 関係市町村の意見

平成22年9月14日に県内64市町村に文書を送付し、意見を聴取した。

### (1) 聴取した内容

埼玉県が県下全域を構造改革特別区域として、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を実施することについて

### (2) 意見の概要

回答のあった市町村は、すべて、県が県下全域を構造改革特別区域として、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業を実施することに賛同する意見であった。賛同した理由及び実施に当たっての要望は以下のとおりである。

- ・新体系への移行が促進されるので実施してもらいたい。
- ・新規事業者の参入が容易になるなど、サービスの充実が期待できるので実施してもらいたい。
- ・県下全域で行うのであれば、県内の事業所間の公平性が保たれるので実施してもらいたい。
- ・新体系移行を促進するためには必要と考えるが、実施に当たっては、サービス管理責任者研修などの充実を図り、サービスの低下につながらないようにしてもらいたい。

### (3) 意見に対する対応

特例措置による基準により、サービス管理責任者の要件を満たすと判断された者を対象とした研修を実施することにより、経験の少ないサービス管理責任者でも適切なサービスが提供できるよう支援する。